司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年12月26日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 14 日

盛岡地方法務局長　前田　静男

記

氏名　櫻井　　清
所属する司法書士会　岩手県司法書士会
登録番号　岩手第92号
事務所の所在地　岩手県盛岡市八幡町７番22号
違反行為　職責、品位保持、会則の遵守義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年12月26日から６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 14 日

京都地方法務局長　吉岡　慶治

記

氏名　井上　嗣浩
所属する司法書士会　京都司法書士会
登録番号　京都第547号
事務所の所在地　京都府京都市伏見区深草西浦町４丁目36番地
違反行為　本人確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年12月28日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 14 日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　中原　鏡博
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第2553号
事務所の所在地　大阪市中央区島之内一丁目22番22号第一住建島之内堺筋ビル701
違反行為　業務外行為

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成25年12月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東邦化工建設株式会社　八木　　匡　静岡県駿東郡長泉町上土狩字高石234番地　国土交通大臣許可（特―24）第6913号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月18日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成25年12月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社石井組　石井　源一　静岡県富士市水戸島元町４番10号　国土交通大臣許可（特―24）第2141号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月14日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年12月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　宇部テクノエンジ株式会社　三木　省一　山口県宇部市大字小串字沖の山1980　国土交通大臣許可（特―22）第14748号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年12月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社西川工業　宮本　伸彦　鳥取県米子市河崎3199―１　国土交通大臣許可（般―23）第22018号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年12月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社拓豊技建　三宅　祥晴　広島県広島市南区宇品御幸３―15―25　国土交通大臣許可（般―22）第21547号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成25年12月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ハウジング山陽　嶋村　真次　岡山県岡山市北区昭和町４―７　国土交通大臣許可（般―20）第22970号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年11月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。